

平成 31 年度第 9 回東久留米市子ども・子育て会議  
会議録（全文筆記）

開催日時

令和 2 年 1 月 2 7 日（月） 午後 7 時 00 分～午後 9 時 20 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 齋藤利之委員 釜義満委員 清水唯史委員 田中一郎委員  
青山ひとみ委員 新倉南委員 金野博志委員 池邊照彦委員  
荒井友香委員 平見歩委員 鹿島洋子委員 大山裕美委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長  
子育て支援課長  
児童青少年課長  
健康課主査  
保育・幼稚園係長  
施設給付係長  
子ども政策担当主査
- (3) オブザーバー（コンサル） 株式会社総合企画

会議の議題

- 1 開会
- 2 第 2 期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について
- 3 その他
- 4 閉会

1 開会

・会長

本日は大変お忙しいところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまより、平成 31 年度第 9 回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、〇〇委員、〇〇委員が少し遅れてのご出席との連絡をいただいております。委員の半数以上の出席がされておりますので、本会議は成立いたします。

それでは、事務局より、本会議での議題内容等についてご説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、私のほうから本会議での議題内容等に関しまして、ご説明させていただきます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきください。

本日の議題内容等について、ご説明させていただきます。お手元に配付させていただきました次第のとおり、2「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について」、3「その他」でございます。以上でございます。

・会長

本日の会議で、第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画の答申の取りまとめを行う必要がございます。ただ、もとより慎重審査を妨げるものではございませんので、委員の皆様におかれましては、この点を踏まえて円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これから本会議の本論に入りたいと思います。事務局にお尋ねいたしますが、本日傍聴希望の方はいらっしゃいますか。では、お通しください。

傍聴の方が着席されましたので、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております傍聴人の遵守事項を留意していただき、議事に批評を加える、また、拍手その他の方法により可否を表さない、騒ぎ立てるなど議事を妨害しないこと等の事項をお守りくださいますようお願い申し上げます。

・事務局

では、配付資料について、確認させていただきます。

今回は事前に配付させていただきました資料はございませんが、資料1「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメント（ご意見）と市の考え方」については、ホームページで公表しているものと同じ内容のものでございまして、皆様にホームページで公表した内容をメールにてご連絡させていただいております。

それでは、本日配付する資料は2点となります。

資料1「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメント（ご意見）と市の考え方」について。

資料2「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）」についてです。

配付資料の確認につきましては以上です。

・会長

事務局から資料等について説明がありました。資料の不足等がありましたら、挙手にてご発言ください。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

2 第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について

・会長

それでは次に、次第2「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について」です。事務局、お願いいたします。

・事務局

それでは、次第2「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）について」でございます。

前回、令和2年1月8日に開催した子ども・子育て会議において、パブリックコメントでいただいた全てのご意見を資料として配付したところでございます。その後、令和2年1月24日にいただいたご意見に対する市の考え方を取りまとめ、市のホームページに公開しております。こちらにつきまして、本日資料として配付しております。

資料1のA4縦長の「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（素案）へのパブリックコメントについて」をご覧ください。まず、募集期間は令和元年12月16日から令和2年1月6日まで。ご意見をいただいた人数は20名、ご意見として46件でございました。いただいた46件のご意見のうち、「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画」に関するご意見は24件でございました。支援事業計画に直接関係しないご意見22件については、「その他」としてそれぞれ表にお示ししているところでございます。これ以外に、東久留米市パブリックコメント手続要綱第7の2の事項が明記されていないものが6名、ご意見として7件でございました。それぞれのご意見に係る市の考え方については資料のとおりでございます。説明は以上です。

・会長

はい、事務局、ありがとうございました。まず、事務局より、令和2年1月24日付けでパブリックコメントのご意見の概要、ご意見に対する市の考えをホームページに掲載したと報告がございました。これに先立ちまして、まず、パブリックコメントに回答することに関しましては、回答するのは市でございまして、改めて子ども・子育て会議のこの場で市の回答を作る、もしくは変えるというようなものではございません。このことについては以前もお話ししたとおりでございます。その上で、皆様から何かご質問等ございましたら、お聞きしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

確認なのですが、前回の子ども・子育て会議では、パブコメで出た意見を反映させるために会長と市が文言の調整をするというお話があったんですが、それはこの後の議事であるのでしょうか。

・会長

そのとおりです。

・委員

じゃあ今は、パブリックコメントで出た意見への市の考え方、これについてだけが、今、議事とされているということですか。

・会長

そのとおりです。

今、申し上げましたとおり…〇〇委員、ご到着ですね。これで全員が到着されました。既に皆様のほうにはメール、ホームページ等で市の意見というもの、考え方というものをお示しされております。これについて、何か追加で説明が必要だと、内容についてちょっと分かりづらいのでご意見を言いたい、こういう部分について、今、お聞きしているところでございます。前回の会議での宿題については、この後、行うことになっておりますので予めご了承ください。いかがでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

市の考え方についての是非については、私は同意できない部分が多くあるのですが、それは議題ではないということなので、同意できない部分が多々あるということだけ述べた上で、事実と違うんじゃないかと思う点だけ発言したいと思うんですが、ページでいくと、長い横長のもののうちの2ページ目、意見ナンバー5の②PDCAサイクルについてという部分についての回答です。この質問は第1期の計画で量の見込みの見通しが甘かったんじゃないのかと。量の見込みがなんで甘かったのかについてちゃんと検討したんですかと。PDCAサイクルって、前回のことを振り返って検討するサイクルなんですから、前回はどうかだったんですが、量の見込みは適切だったんですかっていうことを検討したらどうかという、そういう意見だと思うんですが、回答の②は子ども・子育て会議において議論をいただいておりますという回答なんですけど、私の記憶、議事録も見ましたし、自分も参加してきましたけど、第1期の事業計画にある量の見込みが適切だったかどうか、また、第1期の量の見込みは何だったのかとか、そういうことについて、第2期の議論をするにあたって、検討したり、報告があったり、議論が交わされたとか、そんな記憶がないんですけども、これは適切なんですか。私がないところで、どこかで議論されたんですか。第1期の子ども・子育て計画の量の見込みは適切だなとか、適切でないなとか、そもそも数字は何だったのかっていうことは議論があったんですか。

・会長

はい、では、お願いします。

・事務局

はい、PDCAサイクルでございます。こちらにつきましては、この計画でもPDCAサイクルというところを決めておまして、年度ごとの目標の達成度、進捗状況について、確認をしていただくところでございます。そういった形で、量の見込みと確保方策というところの点検というのをしっかりやっているということで、こういった回答をさせていただいたところでございます。以上でございます。

・会長

という市からの回答でございますが。

・委員

事実か事実じゃないかの問題で、適切かどうかを私は言っているのではなくて、ここにあるように、②の3行目のところに、保育量の見込み数がなぜ不十分だったのかとありますね。つまり、量の見込みが十分だったのか、不十分だったのかということを検討したんですか。ちゃんとしたほうがいいですね。そういう意見ですね。で、答えは、子ども・子育て会議でご議論をいただいておりますと。ご議論したのかと。私は適切だったのかどうかを議論したいとか提起している訳じゃなくて、したかしたかったのか、あるかないかどっちかなので、したんだったら別にいいんですよ。だけど、してないのにしたって書いたのは良くないんじゃないですか。

・会長

どうぞ。

・事務局

PDCA サイクルというところでは、年度ごとにその進捗状況について子ども・子育て会議においてご議論をいただいております。

・委員

量の見込みについて議論したってということですか。いつの、何月何日の子ども・子育て会議で第1期の…。

・会長

マイクを通してお話してください。

・委員

何度も同じことを繰り返して恐縮ですが、第2期について色々議論したのは覚えてますよ。第1期の子ども・子育て計画にある量の見込みについて議論したっていうんだったら、何月何日の子ども・子育て会議でやったということをちょっと私が見落としたかもしれないのでご指摘いただければありがたいです。

・会長

はい、お願いします。

・事務局

毎年度になりますが、ここで立てた目標に対してPDCA サイクルを回すということで、大体7月に開催される会議だと記憶をしておりますが、その中で確保方策とその実績というところで進捗状況について子ども・子育て会議においてご議論をいただいている、そういったところがございます。

・会長

今の〇〇委員からのご質問に関しまして、改めてもし具体的に必要ということであれば、この件に関しましては市のほうに改めて確認をしていただきたいと。で、市のほうはそれに対して真摯にお答えいただきたいというふうに思います。ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

PDCA サイクルを回してらっしゃる訳ですよ。とすると、当然過去の起きたことを踏まえて次の計画が作られると理解されると私は思うんですけども、所々「量の見込みを上回る提供体制を確保した計画となっております」という回答が出てくるじゃないですか。例えば、3番の答えもそうですし、6番の答えもそうですよね。この書き方は第1回目の第一次子ども・子育て支援事業計画でも出てきたような記憶があるんです。あるいは、似たような表現がされている。あるいは、似たような答弁がされていると私は理解しているんですけども、結果、待機児童が出てるじゃないですか。この点はどう理解したら。PDCAがされているのであれば、待機児童が出ないようなことを当然市民としては期待しますし、連合会の代表としても期待しますが、これが実態と離れている時に、このPDCAがどういうふうに理解されて第二次に反映されているのか。あるいは、また同じように、二点目のポイントは、同じように待機児童が出た時にどういう積極的な対応策をとるつもりでいらっしゃるのかは分かりませんでした。

・会長

はい、お願いいたします。

・事務局

まず、待機児童が発生しないようにというところでございます。それは市としても同様に考えております。その中で、どうしても総数といたしましては、今、空き定数のほうが多いという状況にもなっておりますが、なかなか個別のところで見ると、まだ待機児童がいるという状況でございます。引き続き解消に向けてそこについては努めて参りたいというふうに考えているところでございます。

また、今回の量の見込みの算出というのは、あくまで国の指針に基づいて進めているところでございますので、そういったところで既にご理解をいただいているものと考えております。以上でございます。

・会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

国の指針に基づいて何を策定されているとおっしゃいましたか。

・事務局

量の見込みの算出です。

・委員

分かりました。

・会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですかね。

冒頭に申し上げましたとおり、この子ども・子育て会議でこのパブリックコメント、市の回答に対してのことを議論するという場ではないということですので、改めて、もし各所属の団体、それから個人の方で、この回答に対してご説明をいただきたいということをございましたら、別途市のほうにお問い合わせをいただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

続きまして、次、議題としては同じ議題にはなりますけれども、前回の会議で、委員の皆様から宿題をいただきました件についてご説明を差し上げたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

・事務局

続きまして、「第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（答申案）」についてでございます。こちらにつきましては、前回の会議で配付させていただいた答申案について、素案から変更があった部分等についてご意見をいただき、会としての意思決定をいただいたところでございます。なお、パブリックコメントの支援事業計画への考慮に関する調整を会長と行っております。調整日は1月20日、午前9時から3時間をかけて行いました。出席者は会長、事務局員5名でございます。この調整の結果、今回新たに追記した箇所がございますのでご説明をいたします。まず、1ページの第1章に「計画策定の概要」というものがあります。その中に、「1 計画策定の背景及び趣旨」というものがございます、ちょっとページのほうを飛ばさせていただきます。3ページをご覧ください。こちらの「(4) 計画策定の趣旨」というところに追記を行うことといたしました。下から4行目の真ん中あたりから読み上げさせていただければと思います。「しかし、計画期間が平成31年度で終了となることから、さらに社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくため、児童を取り巻く状況を注視し、第一期の進捗状況や実績評価などを踏まえた上で国の法や方針に基づき、第2期の「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。」との一文に、「児童を取り巻く状況を注視し」の一文を追記いたしましたところでございます。説明は以上でございます。

・会長

続きまして、私のほうから、今、事務局のほうからお話しがあったことに加えて、調整をさせていただいた内容についてももう少し踏み込んだ形でご説明をさせていただきたいというふうに思います。この件に関しまして、ちょっと資料を用意させていただきましたので、資料を読んで皆様にご報告をさせていただきたいというふうに思います。

パブリックコメントの中で事業計画に考慮すべき点があるのか、あるとしたらどのように組み込むのかという観点で調整を行いました。まず、委員からいただいたご意見について机上配付していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いただいたご意見に関しましては、名前を伏せて表示させていただいております。ご意見は全部で5件いただきました。それぞれの委員のご意見には、ご意見を出されるに当たってということで、思いがあったということは承知しております。その上で、ご理解いただければというふうに思います。

まず、27ページの下段の「今後の方向性」に文章を追記するというご意見が2件ありました。お手元に答申案をご用意しながらお話しを聞いていただければというふうに思いますが、27ページの下段のところに「今後の方向性」というところがあります。ここに追記をしていただきたいというご意見が2件。それから、私、にご一任したいというご意見が1件。続いて、全体を俯瞰して取りまとめることが重要とするご意見が1件。続いて、しんかわ保育園の募集停止、廃園計画と公立保育園の全廃計画の見直しが反映されることを要望し、確保方策について再度審議することを望むというご意見が1件。以上の5件、ご意見として頂戴いたしました。お忙しい中、委員の皆様、誠にありがとうございました。

これらを踏まえてこの答申案を見直し、どのような考慮をすべきか、また、すべき点があるのかを検討いたしました。まず、確保方策の再度審議については、この会において多くの時間をかけて量の見込みと確保方策について審議して参りました。その結果、素案を取りまとめ、これまでの会議において会としての意思を確認させていただきました。この点についてはご理解いただいているものと思っております。次に、2件ご意見をいただきました、27ページの「今後の方向性」についてでございます。こちらの追記につきましては、第7回11月27日の会議において既にご議論をいただいている内容でございます。パブリックコメントで寄せられた意見は当然重要ではございますが、一方でこの会議における審議通過、結果、結論というものも大切に取扱う必要があると考えております。そこで、答申案の53ページ、第5章をご覧ください。お開きいただけましたでしょうか。53ページの第5章のところの中断に、「また」から始まる言葉がございますが、「また、社会情勢の急速な変化についても柔軟に対応し、事業への的確な反映に務めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。」との記載がございます。この記載があることから、いただいた2件のご意見の内容といったものはここに反映されているものではないかと考えました。最後に、そういった意見の中で、全体を俯瞰して取りまとめるという意見がございました。この支援事業計画は幼児期の教育・保育に関するものだけでなく、妊婦健康診査から放課後児童健全育成事業といったところも網羅する計画でございます。よって、支援事業計画全体において考慮すべき点として生かすことが重要であるという考えに至りました。このことは本支援事業計画の計画期間である5か年に亘って反映されていく考えとなっております。パブリックコメントでいただきましたご意見の考慮として、限られた部分についてのみ追記するというよりも効果が高く、全体として有効であろうと判断をしたところでございます。以上が、事務局と調整をした結果、答申に追記をした内容とその理由でございます。大変にお忙しい時間の中、前回の会議からすぐに委員の皆様から多くの意見を頂戴したところ、誠に改めて感謝を申し上げます。もとよりこれで決まりという訳ではございませんが、事務局と私のほうで調整



した、また、その調整考慮の背景及び追記した文言に対しまして、皆様からご意見を頂戴し、本日、答申を取りまとめていきたいというふうに思っております。それでは、ここまでの中で皆様からご意見を頂戴できればというふうに思いますが、ご意見のある方、挙手にてご発言をお願いいたします。また、多くの方々からご意見を頂戴したいというふうに思いますので、その辺りもご配慮をいただけると助かります。では、〇〇委員、お願いいたします。

・委員

ご説明ありがとうございました。名前が伏せられての意見ということですので、どの意見を誰が言った、書いた。私がどの番号を書いたということは申し上げないで、その上で、取りまとめていただいた会長に一点だけ確認をさせていただければありがたいなというふうに思っています。今のご説明、私は十分に納得できる部分があったんですけども、同時に確認したいのは、まず 53 ページの部分でございます。53 ページの部分について、ストレートに言ってしまえば、前回、この部分があるので議論は必要ないのではないかと。あるいは、全て意見は網羅されているのではないかとというご説明があれば、たぶんこの間のこの意見を委員から集めるとか、そういったことは不要だったんじゃないかなというところがあるんですね。とはいえ、私自身も計画をもちろん端から端まで読みましたけど、文言の全てを暗記している訳ではないので、あの場でこれに気づいたかということ、そうではなかったです。会長自身はこの部分を、前回の会議の時に把握をされていたのか。あるいは、会長も調整の中で熟読されてこの部分にお気づきになったのかをあえてお話いただくことで、私たちの理解も進むのかなと思いました。この辺り、会長にお答えいただいてもよろしいですか。

・会長

はい、ありがとうございます。まず、結論的に申し上げますと、私もここまで読み込んではいなかったと反省をしております。しかしながら、逆に言いますと、この会議でそういった議論があったからこそ、私も再度この作った文章に関して責任を持って今、読み返したという部分がございます。そもそもこの計画を作るに当たっては、そういったことも考えながら書いたというか、考えたことでございますが、その点につきましてはお詫びと、それから、むしろ議論がこのおかげでこういったところに反映されているという、再度確認ができたことに関しましては、皆様に感謝を申し上げるところでございます。大変申し訳ございませんでした。

・委員

お詫びという形をとらせてしまって申し訳ありません。私は今、会長が率直にそのように言っていたことについては大変ありがたいなというふうに思います。嫌味のように皆さんに聞こえてしまったら本当に申し訳ありません。ありがとうございました。私自身も反省をしたいというふうに思っております。以上です。

#### ・会長

また、皆様からのご意見をいただくに当たって、私のほうからもう一つだけ皆様にお伝えしたいところがございます。先ほどの私の意見の中で、具体個別に落とし込むよりも全体を俯瞰してというお話しをさせていただいたと記憶していると思いますが、その中で、3ページに、そもそもこの計画を策定する趣旨という大きなところに今回の「児童を取り巻く状況を注視し」という、これまで皆様が十分に議論をしてきた内容を大きなところに落とし込むということは、これに関しましては非常に事務局とも色々と意見を交わさせていただいたところがございます。経過を申し上げれば、具体に入れたほうがいいのではないかとということもあったんですけども、全体の中においてこういったことを皆様がしっかりと注視してやってきた事実は変わらないこととございますので、計画を作るに当たってはこの文言をしっかりと書き込んで、そして、皆様からいただいたご意見に対してのお答えの反映という形にさせていただければというふうに考えた次第でございます。ほかに、委員の皆様からいかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

#### ・委員

ご努力いただいたことには感謝したいと思うんですが、ものの出発点からいくと、私が問題提起させていただいた話でしたよね。パブコメで、今日も配付されて、前回は配付されましたけど、26人の意見が出て、そのうちの24人が廃園計画について見直しを求めていると。これだけパブコメの意見がはっきりして、前回のやり取りで、廃園計画の推進を求めた意見はあったんですかと聞いたら、なかったというのが市側の答弁でした。これだけパブコメに付いた意見がはっきりしたんだったら、やっぱり的確に反映させないといけないでしょうと。パブコメの目的はそれでしょうと。ということを確認して、それで文言調整の作業に入られたと思うんですよね。それが今回出たものなんですけど、どこにパブコメで出た意見が反映されているのかと、私は分かりづらくて。前回は提案しましたし、今回配付された紙の中で委員から出た意見の中でも出されてますけど、私はパブコメの意見を全面に反映させるのであれば、前回から繰り返して恐縮ですけども、確保方策の数字を見直して、しんかわ保育園の募集停止分を増やす措置が必要だと思います。本来、反映させる努力をするというんだったらそういう努力が必要だと思うんですが、それができないのであれば、ということで私は文言の提案を前回はさせていただきました。改めて読み上げますけれども、27ページの下のところですけど、そこに追加で付記するものとして、「また、計画している確保方策を実現しても待機児童が発生した場合、確保方策を見直し、廃園が完了していない既存のしんかわ保育園を活用するなど、適切に対処していきます」と、こういうような提案はどうかというふうに提案させていただきました。意見も書きましたけれども、この待機児童の解消策、待機児童が出た時ですね、その対応の仕方として、廃園対象の保育園の募集停止を見直して活用するという、こういう考え方ですね、発想の仕方というのは私独自のものではなくて、市長が自ら表明していた考え方です。2016年3月7日の市議会で、野党議員から当初の2018年から募集停止して、2020年度末に閉園する根拠は何かと聞かれた時に、市長は、計画では2017年度末までに待機児童の解消を目指すことを計画していると。こうしたことを踏まえ、しんかわ保育園の民間化は2018年度の0歳児から段階的に募集を停止し、在園児が卒園した時に閉園とする計画とし

たと。つまり、待機児童の解消が廃園開始の前提と。17年度に解消してるんだから、18年度からやると。もう一つは、その後、1年しんかわの募集停止を延期しました。その理由について市長は、当初新設を予定していた保育園（定数60人）が開設できなくなったから待機児童の解消策としてはこの60名の保育提供体制の確保予定数が減るので、これを影響というような形で勘案しておりますというふうに、2016年9月1日の市議会での答弁です。つまり、待機児童の対策が不十分なので、募集停止を1年延期したと。私に分からないのは、市長も主張するような考え方である私の提案、待機児童が解消しなかった時には活用したらどうだということ、これがなんで採用されないのか。ちょっともう少し、私は不勉強なので、今のご説明の中身で分かるはずなのかもしれませんが、ちょっとよく分かるようにご説明いただけませんか。会長から。

・会長

ちょっと、まず私の回答を言う前に、今、〇〇委員からいただいた意見に関しまして、ほかの委員の方からのご意見はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

似たような考えを持っています。

・委員

すみません、〇〇委員の件ではないんですけれども、会長が先ほど説明してくださったとおりで、私も非常に納得をしました。一点のことに対してこの答申案の中に取り込むということではなくて、大きい枠で考えてそれを柔軟な対応を行政としてとっていくという形で考えていくというか、そういう考え方でいいんじゃないかなというふうに感じました。

・会長

ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。〇〇委員、いかがでしょうか。

・委員

私も会長の説明で納得した一人ですけど、〇〇委員のお話を聞くと、またそこへ戻るんですかという、正直言って思いがしました。それは前回も話をして、個別的に、例えばしんかわ保育園の名前を出して云々ということのを改めてここに載せるということ自体が違うのかなというふうに思います。ですので、全体に反映できるようにという、特にこの3ページの追記された部分は非常に大きいかなというふうに感じました。以上です。

・会長

ありがとうございます。このご意見に対しまして、前回の会議でも非常に多くの時間を割いて皆様からご意見を頂戴したところでございますので、ほかの委員の皆様からもご意見をいただきたいというふうに思いますが。〇〇委員、いかがでしょうか。

・委員

しんかわ保育園だけにとどまらないということで、この答申案はできているということは私も承知しております。ただ、〇〇委員がおっしゃることもよく分かりますので、前提として段階的に募集を減らしていくよという計画に至ったという元のところを、私が委員になるよりもっと前の話であって、ちょっとそこが私は知りたいなというふうに思っております。それによってなぜこの問題が起きてきているのかというふうな原点にもう一回ちょっと立ち返れるのかなというふうに思っています。そこをちょっとお教えいただけるといいなと。もうちょっとそこから意見を出せばいいかなというふうに思うんですけども。

・会長

今、〇〇委員の件に関しまして、事務局のほうからお答えできるところはございますでしょうか。はい、どうぞ。

・事務局

こちらにつきましては、既にこれまでもご説明をさせていただいておりますが、しんかわ保育園につきましては、平成30年第3回市議会定例会におきまして、平成31年度の定員は101人、平成32年度は86人、平成33年度は68人、平成34年度は48人、平成35年度は24人、そして、平成36年度は市立しんかわ保育園のほうを削るとする東久留米市保育園条例の一部を改正する条例が可決されております。こういった形で既に可決している内容でございますので、そのような形でご説明させていただければと思います。以上です。

・会長

はい、〇〇委員、いかがでしょうか。

・委員

今の質問ってその背景を聞いているんじゃないですか。条例の中身を聞いている訳じゃなくて、なんでその条例が出てきたかって聞いているんじゃないですか。

・会長

〇〇委員、それでよろしいですか。もう一度お願いします。

・委員

そのとおりです。〇〇委員のおっしゃるとおりです。段階的に募集が減っていくということは承知しておりますけれども、段階的になるということは、要するに市民の皆さんに減っていきますからねと、どんどん準備をお願いしますねというふうに言っている訳なんですけれども、一番最初にどうしてそういうところに至ったのかということをご説明いただければと。

・会長

はい、どうぞ。

・事務局

それでは、簡単にご説明のほうをさせていただければと思います。実施計画というものを策定しておりますが、そちらのほうでご説明をさせていただいているところではございますが、やはりそこに至る経緯というのは様々な理由というのがございます。ただ、一つにはやはり待機児童対策というものを、かなり加速度を付けて速い勢いでやらなければいけなかったという当時の事情がございます。そういった中で、民間の保育園の整備というものを優先して実施をしてきたところがございます。ただ、新しい保育園を増やすということになりますと、一定程度の保育園の整理というのを先んじて実施をしているところがございます。しかしながら、そのために要する経費ですとか運営費、そういったものもございますので、公立の保育園については見直しをしていく。その中でしんかわ保育園が民間化の対象として選ばれた。そのような経緯でございます。以上でございます。

・会長

前回も少しこの話題に、少しというかかなり触れましたけれども、改めてこの点だけは皆さんご理解をいただいていると思いますので、あえて申し上げますけれども、しんかわ保育園そのものの、ある保育園そのものの募集停止、廃園計画等についてこの場で何か決めるものではないですし、決まったことを覆すことでもないです。また、そのような性質の会議ではございません。まず、その点だけはしっかり押さえておいてください。しかしながら、〇〇委員がおっしゃるように、パブリックコメントの中においてご意見があったということを理解した上で、前回の会議では私に一任をさせていただき、全体を見て答申案に考慮すべき点があればお願いしますというようなことで承ったと、このように理解しておりますがよろしいでしょうか。〇〇委員、いかがでしょうか。

・委員

私も、しんかわ保育園のことについて議論をしていますけれども、それはちょっと会議からかけ離れてしまっているのではないかなというのが毎回ちょっと。最終的にはここに行きつくので、なにかしらちょっと引かかるものがあるのかなとは思ってますけれども、会長のおっしゃるとおり、ここでは議論をする場所ではないと思っております。

・会長

ありがとうございます。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

今の進行している話の中身は納得しているものなんですけど、ただ、私も民間化については色々意見もあったり、疑問があるんですね。計画では今後、ほかの公立保育園も民間化なのか民営化なのか分かりませんが、公立はなくなっていくという計画の中で、この民間化というのは初めて聞いたやり方で、初めて市としては経験するんですね。その中で、

児童が受ける影響だとか、今、反対運動をされている方もたくさんいらっしゃるんですけど、その方たちが心配している、危惧されていることがどこで集約されて、例えば今後進んでいく中で反省されて、次にほかの園で同じようなことが起きる時に見直しができるものなのか。計画として市が把握して、民営化を見直すようなことがあったり、民営化されるにしてもやり方をどうするかってということがどういうところで論議されるのかってというのが知りたいです。もちろん、今、ここですることではないというのは分かってるんですけど、今後、そういうことがどこの場で行われて、市民の声がどこで上げられるのかってということが分かるという。ちょっと個人的な意見になってしまいますけど、お答えできれば教えてほしいと。

・会長

じゃあ、お願いいたします。

・事務局

しんかわ保育園の民間化に関して、それは市にとって初めてであるというところでございます。まず、第一点といたしましては、ちょっと〇〇委員のご質問に答えられているかどうか分からないところもあるんですけども、まず第一点として、市としてもこれは初めての経験でございますので、そこについてはしんかわの保護者の皆様のご意見というものもしっかり伺いながら、できることについてはしっかり対応をしていく、そのように考えておりますし、実際にそのようにしているというふうに、私共としては考えているところでございます。足りないところはあるかもしれませんが、そのように考えているところでございます。その中で、全部で5年間かけて進んでいくということになります。長い間の計画となりますので、最終的には行政の中でそれがどういったものだったのかという取りまとめというのは一定程度必要なのかなというふうには考えております。以上でございます。

・会長

これまで、〇〇委員から提起されたものに対して皆様からご意見を頂戴したところでございますが、〇〇委員、皆様のご意見を頂戴したところで、何かご発言等ございますでしょうか。

・委員

ご意見、本当、皆さんどうもありがとうございました。私が提起したことに時間をいっぱいとってもらって申し訳ないんですけども、なんで子ども・子育て会議はこの問題を議論する場ではないというふうに言われると、そうではないんじゃないかと。まず第一に、今から決めようとしている子ども・子育て支援事業計画の確保方策には、しんかわ保育園の廃園分だけ、どんどん募集の数が減って、枠が減るようになっている訳ですよ。だから、この計画そのものがしんかわ廃園を盛り込んだものなので、それは議論をされるべき、議論の対象そのものなので、議論されてしかるべきだと思います。もう一つは、これは繰り返して恐縮ですが、パブリックコメントでやった目的が、以前の議事録でも、前回でも

提起して市側からもご説明があったように、市民の声を重要施策に的確に反映するっていうことをパブリックコメントの目的にしている、今回やったのはその目的とは違うんですかといったら、いやその目的でやっているというご説明だったと。パブリックコメントの意見を反映させるためにそのパブリックコメントを集めてるのに、それを議論する場として適切ではないと言われると、そうなのかなと。やっぱりこれは市民から出た声なんだし、元々しんかわ保育園の廃園が盛り込まれた計画なんだから、議論して当然しかるべきだというふうに思います。その上で、皆さん意見も出て、色々民間化についての疑問についてもあって、すごく感謝しているところなんですけど、ただ、保育園の名前を入れた事業計画を作るのはできないというのはちょっと私は納得しがたいんです。そこで提案したいんですけど、〇〇委員からは違うというふうに言われるかもしれないんですけども、今回のパブリックコメントで出た意見の中で、「この確保方策が実現しても待機児童が出た場合、市はどう対応するのか」という質問が出ました。今日、お配りされているものの6番の②ですね。待機児童ゼロに向けた対応方針について。これについての市の考え方というところで回答が示されていますけど、そこにはこうあります。「児童を取り巻く状況を注視しながら、必要に応じて、保育サービスの施設設備を検討いたします」というふうにあります。私は元々、パブリックコメントの意見を反映するのであれば確保方策の数字を見直すと、一遍決めたことだから変えられないと言うんだったら、何のためのパブリックコメントを取ってるんだという話になりますよね。だって、全部一遍採決してるんですから。採決した上でパブリックコメントを取ったんだから、パブリックコメントで出た意見があるんだったら、採決したから駄目じゃなくて、その是非についてやっぱりちゃんと議論をすべきだと思うんですけど。で、確保方策を見直すべきだと思いますが、それができないと言うんだったら、先ほど言った私の提案を議論すべきだと。具体的な保育園の名前を入れた事業計画はできないというふうに言わずに、せめて条件付きですけど、こういうのを入れたらどうかと思いますが、それもできないと言うのであれば、ここに市に対する考え方が出ていますから、この「児童を取り巻く状況を注視しながら、必要に応じて、保育サービスの施設設備を検討いたします」と、この文言をちょっと入れてはどうかと思うんです。それは、さっき言った27ページかな。3ページじゃなくて。保育のことだからここに入れないと分からない。ただ、そこで注意を喚起した点があります。市議会ではご承知のように、昨年9月にしんかわ保育園の募集を1年間継続するという条例改正案が提案されて、10人の議員が賛成されました。野党議員で反対した人が1人いらっしゃいましたが、この1人もしんかわ保育園の民間化、つまり廃園をやるべきではないと市議会で強く主張されました。つまり、私たちがここで考慮したほうがいいのは、市議会の中では11人で多数になります。だから、市議会の多数の人たちはしんかわ保育園の廃園をそのまま進めることに批判的な人たちです。これが多数を占めているということです。今後、市議会でしんかわ保育園の廃園を、多数ですからね、廃園を中止したり、見直しをする等の条例が可決される可能性もあるということです。常にそのような試みが昨年9月にあって、あと1人賛成すれば可決する状況になりました。で、その1人もこのまましんかわ保育園の廃園を進めることには賛成していないんです。ですから、このことを念頭に置いた場合、先ほど提案した、「児童を取り巻く状況を注視」した結果、必要だとして取る措置が施設整備だけではなくて、もうちょっと幅があったほうがいいと思います。そこで私の提案は、そこ

に「等」と入れる。読み返すと、「また、児童を取り巻く状況を注視しながら、必要に応じて、保育サービスの施設設備等を検討していきます」、こういった文言を入れるというのはどうかと。先ほど会長が言われた、3ページのところに文言を入れていただきましたよね。

「児童を取り巻く状況を注視し」というのがあったと。あと、後のほうの文言もありましたけど、これだと、こんなに直接的にしんかわ保育園の廃園を見直してほしいというこれだけの意見があったことが、正確にこの中に反映されているのかって、今日これだけ傍聴者もいらっしやいますが、分からないと思うんですよ。私の提案は、たぶん〇〇さんなんかは反対されるかもしれませんよ。それぐらい低い提案ですけど、せめてそのぐらい入れてはどうかというのが私の提案です。

・会長

はい、ありがとうございます。〇〇委員、どうぞ。

・副会長

見込み量が決まって確保方策が出てきましたよね。その中で、それぞれの特徴があるんですね、施設の。今、小規模がだいぶ増えてます。それはそのニーズがあるからだと思うんですね。駅前という利点。でも、そこには色んな問題があります。この場では、色んなそれぞれの立場、あと家庭的保育。要するに、認可保育の中には認可保育園と小規模があって、もっと小さい、そこは家庭的保育なんですけど、家庭的保育のほうも色々な問題を抱えているけど、今、一応ニーズがすごく高くて、小さいところで少数でやる。でも、そのこのところを、この提言の中で、その方策に対する提言、それは各施設のまずは運営面だとか、あと教育面だとか、環境面。そういうのを提案できれば、皆さんそれぞれの立場の方がおられるので、きっと市が考えた時に、あと市民のニーズで、事実、今、駅前保育園は非常に増えているんです。それで、そのこのところで、庭があるかないかっていう議論だけではなくて、庭がないとじゃあプールはどうするのかなど。これは、たぶん連携園だとかバックアップ施設が必要になると思うんですね。そういうような、もうちょっと大きな、多角的にさせていただかないと、私はそういうことを議論させていただければすごく楽しいなと思ったんです。楽しいって、表現が悪くて申し訳ないです。あともう一つは、今、幼稚園もあります。うちからも幼稚園のほうに移る方もいます。で、幼稚園と総合園とどう違うんだろうと。私の中では、あと保育園とどう違うんだろうと。それぞれの特徴があるからニーズがあって、保護者がそちらに行きたいということだと思うんですけど、それに対する支援策だとか、そういうのも是非ここでそれぞれの立場の方がおられるので、その意見を聞いたら、それを提言というか内容として盛り込んで、やっぱり保育・教育について、お子様たちのことについて話し合えれば私はいいかなどと思ってここにいるんですけども。大変もし訳ないですが、そういうことです。

・会長

ちょっと私のほうから、〇〇委員のご意見につきまして、何点か私の考えをお示しさせていただきますたいというふうに思います。まず、27ページに追記というお話の前に、以前〇〇委員のほうから、それからほかの委員もあったと思うんですけども、この部屋でなく



て別の部屋で会議をした時に、第二小の前の道路の話があったと思うんですね。今回、調整をするという話をした時も、その話も当然私の頭の中にある訳ですね。ちょっと個人的なことを言えば、私の子どももそこを通ったところの幼稚園にお世話になっていたの、あの状況をよく知っています。なので、何度も言うようですけども、むしろ3ページに「児童を取り巻く状況を注視し」ってここに書きましようと言って、もう少し大きな意味で子どものことを、東久留米で子どもに関する色々な問題に関して考えてきたよということ、を十分言えるんじゃないかなというふうに思っているんですね。むしろ個別具体的に書くことこそ、そこしか考えてないのっていうご意見の方もあるのかもしれないというふうなことを大変危惧しております。分かりますか。要は個別具体だけでそこを書くと、じゃあ〇〇委員はその立場でお話しをされてますけど、別の立場の方からしたら、「じゃあうちのところはどうなってるの？うちのところだって取り巻く状況を注視してって入れてよ」という話になったら、全てのカテゴリーのところに入れてことになる訳ですよ。そうすると、前段でこのお話を入れたほうがより〇〇委員が考えることに反映されていくのではないかということが一点。もう一点は、先ほど来、パブリックコメントを無視という表現もありましたけれども、前回の会議でパブリックコメントに出てきたものに対して、委員の皆様からご意見を頂戴して、更に別の時間を設けて私と事務局のほうで調整して、更に今日この場で、パブリックコメントを受けて委員の皆様から色々なお話しがあることを議論をしていること、これも議事録に載るし、過分に無視をしているという表現は該当しないのではないかとこのように私は会を運営する立場として思っております。はい、〇〇委員、どうぞ。

#### ・委員

元々今回のパブリックコメントは第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメントな訳ですよ。それでこの26件の案が寄せられた訳じゃないですか。当然パブリックコメントは、その性質からすると個別具体的なコメントが多い訳ですよ。今回に限らず。とするのであれば、僕は〇〇委員に伺いたいんですけど、個別具体的なだからここに載せるのはおかしいよねっていうことをさっきおっしゃっていたじゃないですか。でも、パブリックコメントというのは、どんなカテゴリー、どんなお題のパブリックコメントであっても、個別具体的なメッセージがほとんどな訳ですよ。そうすると、パブリックコメントの上ってきたうちの個別具体的な案はどういうふうにこの元々の今回のパブリックコメントが対象としている子ども・子育て支援事業計画に反映されるんですか。シンプルに、パブリックコメントはこの答申案について聞いてます。この答申案についてのパブリックコメントはこれです。個別具体的なものがほとんどでした。個別具体的なものなので、個別具体的に上げる必要はないんじゃないですかとおっしゃっていたと理解しているんですよ。だったら、そもそもパブリックコメントで上ってきた個別具体的な案というのはどこに行くんですか。いや、僕は〇〇委員に聞いてるんです。

#### ・会長

はい、まずじゃあ〇〇委員、どうぞ。

・委員

〇〇委員に質問ということではあったんですけども、同じような意見をほかの委員も言っていることなので、まず二点発言をさせていただきたいと思います。一つは、私は〇〇委員の意見を聞いて、しんかわ保育園が今回話題にはなっただけけれども、これ前回の会議でも言った気がするんですけど、私たちは個別具体の意見を聞いた。聞いたけれども、ほかの地区で起きていることにも、ほかの地区でもこのことって起こり得るんだってという視点はやっぱり持ったほうがいいだろうと思って、前回、確か滝山地区で起きたとしたらという仮定を発言したと思っています。ですので、個別具体の案から、ほかの地区で起きた場合どうなるんだろうっていうふうに広い視野を持つっていうところが、この会議の一つ必要なところなのかなというふうに個人的には思っているんで、そこは、私は〇〇委員の意見をそういうふうに聞いたというふうに申し上げたいということが一点と、ごめんなさい、全然違うことを一つ言いたいんですけど、3ページの追記の部分で実は私はすごく引っかかっている言葉があって、3ページの追記していただいた「児童を取り巻く状況を注視し」って書いてありますよね。でも、1ページ前の(1)の子ども・子育てをめぐる動きについての下から4行目は「子どもと家庭を取り巻く環境」って言うてるんです。「子ども」と言ったり「児童」と言ったりされると、学校教育の世界だと、幼稚園にいる子どもたち、保育園にいる子どもたちは「幼児」だし、小学校は「児童」だし、中学校は「生徒」だし、大学生以上になると「学生」です。なので、ちょっと細かいことだけこれ実は引っかかっているんで、すみません、これはまた別途の文言の問題として考えていただけるとありがたいです。言うタイミングがなくなりそうだったので申し上げました。で、最初の話に戻りますけど、私はそうやって広い視野を持つべきで、そこに〇〇委員も同じお考えなのかなと思って聞いてたんですけど、〇〇委員どうでしょう。

・委員

今、言っていたとおりで。この子ども・子育て支援事業計画が、当たり前のことなのかもしれませんが、待機児童の解消に向けて頑張っていくという内容が当然入っていますので、その先、どういう方法で行政のほうで対策をとっていくのかということは行政のほうで様々な状況を、全体を見た上で考えていってくださることだと思いますので、大きい枠で捉えていくのが良いと思っています。

・会長

事務局、お願いします。

・事務局

〇〇委員がお答えになられたので、私のほうであえてというところもあるかと思いますが、パブリックコメントの考え方として見解を述べさせていただきます。パブリックコメントでは個別具体的な意見が多数寄せられたというところかもしれませんが、実際そうであったと思います。ただ、それをどういうふうに反映するかというところをこの会議で、あくまで答申案に反映するのかわからないのかというところのご議論をいただいている。その中で、それを個別具体からどういった形で昇華させていくのかというところを考

えていただくというのが一つの役割であろうかなというふうに思っています。また、前回は申し上げましたが、パブリックコメントの反映ということは、必ずしもパブリックコメントでいただいたご意見のその文言を事業計画に記載しなければいけないというような趣旨ではないということを改めてご説明をさせていただきます。以上です。

#### ・委員

今の事務局のお話は、別にパブリックコメントで出た意見を事業計画に一切反映する必要はないと、することは認められないというご趣旨ではない訳ですよ。反映するものがあったり、反映しないものがあるということであれば、それは当たり前ですよ。これだけ意見があって、その全ての文言を足すということはない。私が提案しているのは、全ての書いてある文言を全部記載してくださいというふうに言っている訳ではないんですよ。何か話を違う方向に持っていかれちゃうんですよ。この26件中24件、しんかわ保育園の廃園の見直しを求める意見がそれだけあったねと。それで、廃園計画をそのまま進めてほしいというのはゼロでしたねと。という意見をどう反映するんですかということで、私は3つ提案をした訳ですよ。それで、一番最初の確保方策を全部見直したほうがいいんじゃないんですかというのは駄目だとおっしゃると。だったら、待機児童が出た時は、いくらなんだってここに意見もありましたけど、待機児童が出る、つまり保育園に入れない子どもがいるという事態になった時に、一方で子どもが入れる枠がある保育園もあるのに、そこは募集停止しているというふうになれば、職員もいるのに、ということになってしまったら、それは父母が納得しないでしょうと。そういうことで声が上がっている訳なんだから、既存の施設を使って募集再開することだってあるんじゃないのと。ただ、それを柔らかい表現で入れたらどうですかということ提案した。で、それも個別具体的なものは駄目だと言うから、じゃあもっと下りて、さんとか保護者からいくと賛成しないかもしれないけれども、すでにこのパブリックコメントの中で市の考え方として表明しているすごく抽象的なこの表現、児童を取り巻く状況を注視をしながら、必要に応じて保育サービスの施設整備、ここに「等」を入れて、等を検討しますというのを入れたらどうですかというのを3つ提案して、3つ目、この3つ目はかなり何て言うか、しんかわのことについても書いてないし、「等」が入るだけです。これもできないっていうんだったら、この文章を直したものの中には、結局入ったのは「児童を取り巻く状況を注視し」ということが3ページに入ったっていうだけです。この「注視し」という文章を、この動詞ね、注視してどうなったのかっていったら、「この計画を策定しました」で終わる訳です。つまり、この計画にはもう児童を取り巻く状況を注視して入っちゃったので、これ以上はないですよっていう話ですよ。私の提案はそうじゃないんですよ。今後、何かがあった時に、状況が変わってきたら、児童を取り巻く状況を注視しながら、必要に応じて保育サービスの施設整備「等」を検討しますという、今後の、この計画ではなくて未来について書いたことです。これは市が表明していることなので、なんで市が既に表明している考え方を入れられないのか。

#### ・事務局

市のほうでは、こういったご質問をいただいて、万が一ということでこのような回答を

させていただいておりますが、このことについては、既にこの会議においても一度ご議論をいただいているかと思えます。その際にもご説明させていただきましたが、確保方策をここで定める事業計画、その同じページの中に確保できなかった場合についてはということを書いてしまえば、そもそもの事業計画としてのこれまでの数字の積算の根拠であるとか、価値であるとか、そういったものが極めて事業計画としての意味合いというものがなくなってしまうというところがございますので、そのことについてはどうお考えになりますかというご議論をいただいて、会議としてそれは望ましくないという結論が出ていたものと私は記憶しております。以上でございます。

#### ・会長

私のほうから一点質問なんですけれども、今、3ページは策定する前にどういう考えで策定したかというお話で、〇〇委員が今おっしゃっていただいたのは、具体の事例も出していただきましたけれども、こうならなかったらどうするのってということについてももう少し斟酌していただきたいというふうに理解をしているんですよね。その場合、53ページに書かれている2行というのは、かなり踏み込んだ内容というか、例えば「新たな課題についても」とかですね、「積極的に早期に取り組んでいきます」っていうのは、むしろここはその後の話ですから、具体的に踏み込んで表現されているというふうに理解をしていますけれども。〇〇委員が笑われましたけれども、そういうふうに思われたいということでしょうか。

#### ・委員

53ページに書かれていることって、要は頑張りますって書いてある訳ですよ。で、これどうとでも取れるじゃないですか。3ページに足していただいたのも、足していただいたことに対しては感謝を表しますけれども、この足された「児童を取り巻く状況を注視し」って、何ていうか、真新しくも何ともないというか、当たり前のことですよ。これだけ個別具体的な案が個別具体的に出されていて、それがこのすごく一般化された、抽象化された、どうとでも取れる一文に化けました。で、これが〇〇さんとか〇〇さんが言ってる大局的に考えるとこの一文でいいんじゃないですかっていうことに本当につながるんですかっていうのをすごく素直に思うんですよ。この一行があってもなくても変わらないじゃないかって言われたらそれまでですよ。で、これだけ個別具体的な熱のこもったメッセージがこの一行で大局的に判断されて、付け足されましたって、どうして納得できるんですか。書いた人の気持ちになってくださいよ。大局的だったら、例えばですよ、待機児童が出たら云々っていう記述をすとか、保育園の民間化に対しては再検討すとか、せめてそこですよ。滝山の事案を言いましたけれども、しんかわの保育園は待機児童の問題であると同時に、さっきおっしゃってましたけど、民間化の、つまり公立保育園の廃止も含んでいる訳ですよ。だったら、この大局化じゃなくて、もうちょっと具体的な大局化で話をまとめるっていうことはできないんですか。この一行、あと53ページの「また」以降で、いやここで大局的に書かれているからOKです。当然OKじゃないですよ。だって、どうとでも解釈されますよ、これ。一般的すぎますよ。しかも、そもそも53ページって、さっき〇〇委員から突っ込まれて、会長も謝ってましたけど、最初から書かれているじゃな

いですか。

・会長

はい、書かれています。その上で、十分にここで説明を…。

・委員

個別具体的な話はしません。しんかわ保育園の名前は入れません。だったら分かりますよ。大局的な話をしましょうって、〇〇さんも〇〇さんもおっしゃる訳ですよ。それがこの「児童を取り巻く状況を注視し」の一文で解決されたとお考えなんですか。すごくシンプルな質問ですよ。

・会長

どうぞ。

・委員

名前を出していただいたので。一つは、しんかわ保育園のことももちろん話題に出されるのは当然だし、待機児童は発生しないほうがいい訳ですから、当然その部分もある訳ですけど、私が53ページの部分、なるほどこの一文で色々な問題に対応するっていう考え方があるのだなあと思ったのは、例えば、ちょっと今、ページ数は確認してないんですけど、学童の問題なんかも考える訳ですよ。実際、私は今、教育委員会の指導室に所属をしている人間なので、と言うと議事録でまた名前が分かっちゃうっていうことになるんですけど、そうすると、子どもたちのこれからの推計値とかを考えた時に、本当にこれだけの量の見込みはもちろんですけど、確保方策が継続できるのかなあとということももちろん考えるし、例えば大きなマンションが1棟建ってしまったら崩れる可能性もある。その時に、それは社会情勢の急速な変化っていうのにまさに当てはまる訳だし、その時に新たな課題となる訳だから、積極的に早期に対応に取り組んでいただかないと、学童に行けない子どもたちが出てくるっていうこともやっぱり考える。そうすると、新たな課題についてとか、そういった表現をしていただかない限り、それも含まれないなっていうふうに考えたので、様々な課題を網羅するという意味ではここまで広げて書かないと無理だなというふうに感じたので賛成をしたというところです。

・会長

〇〇委員、いかがでしょう。ここまでの議論をお聞きになって。

・委員

前は欠席で申し訳ありませんでした。今までの議論も含めて伺っていて、やはり計画自体は市の考え方ですとか理念ですとか、そういったことを反映して、予測を立てて計画をしていくという意味では総合的に考えていくというのが一番いいんだろうなというふうには思っています。それと同時に、今、〇〇委員もおっしゃいましたけれども、さっき〇〇委員のほうからはなるべく保育、今、非常に懸念されている保護者の方たちの意見を反

映して、保育サービスでっていうところで「等」という言葉も入れて、何か少し方針に近いようなところで触れられないかっていうようなご提案だったとは思いますが、一方でやはり保育だけではない、児童相談所の立場で言うと特別な支援を要するお子さんですとか、あるいはやはり学童ですとか病児ですとか、そういった方々の立場からすれば、それぞれの何らかの保険的な方針みたいなものが言葉としてもほしいというようなご意見もあろうかなと思います。それを一つ一つ項目立てにして入れ込んでいくというのはなかなかご希望に沿いにくい、かえって難しく、個別的になりすぎてしまうというようなところもあるのかなというふうに思っているの、やはり課題に取り組むっていうような姿勢をしっかりと見せていくっていうようなことで、そこを市民の方にお伝えしていくというのが計画なんじゃないかなというふうには思っているところです。

・会長

はい、ありがとうございます。まだご意見をいただいていない方、いかがですか。

・委員

この会議では全体を見てお話しを進めていきたいなっていうのが大前提であるんですけど、しんかわ保育園に関しての意見が多くて、そもそも廃園になったきっかけがご納得いただけない方がすごく多くいらっしゃるんだなっていうのをすごく感じているところで、先ほど事務局のほうから、5年かけて定員を減らしていきますと言って、その結果どうだったのか5年後に反省を出すっていう、反省というか、そういう計画でした、こうしましたっていうのがまとまると思うんですけど、こちら保護者としてはたぶん1日1日が必死だと思うんですね。そこをもう少し市のほうも、この場ではなくてもお母様とか園のほうから意見をいただいたり、市のほうも、もう少し細かく対応していけたらいいんじゃないかなと思います。この会議としては、それこそ保育園だけではなく色々な面からの方がいらっしゃるの、全体を見て、文言としてはたぶん保育園としては具体的な例がほしいんでしょうけど、文章としては、本当に未来を見据えて色々なことを考えた上で、どうにでもなるっていう言い方は変ですけども、どのようにでも対応していけるような文言が必要なんじゃないかなと思います。

・会長

はい、ありがとうございます。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

先ほどの話と重複しますが、子ども・子育て支援事業計画に対するパブリックコメントの結果寄せられたのがこの二十何件じゃないですか。で、さっき〇〇委員がほかのこともあったと思いますとおっしゃいましたが、実際ないんですよ。26件中24件がこれなので。ほとんど九十何%ですよ。ほぼ全部の意見が出されたものがすごく局所的な、部分的というか、ある特定の問題に寄っていて、それをどうしてこの53ページのように全てを一般的に、かつ抽象的にどうとでも解釈できるような文言で収めるんですかっていうのが僕の質問なんです。だって、パブリックコメントは意見がある人がいる訳じゃないで

すか。その意見がどうしてこの一文で収まっちゃうのかなあって。「児童を取り巻く状況を注視し」以上。53 ページにそもそもありました。以上。だったらパブリックコメントって何なんだろうって思いますよね。これが寄ってればいいですよ。例えば、あらゆる分野に分散していて、似たような、こうじゃない、こうじゃない、こうしたほうがいいんじゃないんですかっていう意見が出されてるんだったらそういう解釈も成り立つと思うんですよ。でも、これだけ寄ってるんですよ。で、設問は子ども・子育て支援事業計画に対するパブリックコメントですよ。だったら当然これがフォーカスして取り上げられて、ここまで個別具体化っていう問題ではないかもしれませんが、もう少し抽象度の低い、具体性の高い書き方として文言を足すっていうことはできないんですか。だって、この一文だけですよ。児童を取り巻く、まあ子どもなのか家庭なのか分かりませんが、児童を取り巻く状況を注視し、それはそうですよ。で、このメッセージはどこへ行くんですか。だって、出された意見はこれじゃないですか。全体を見てって、それは当たり前の前提ですよ。当たり前の前提のもとに出された意見がこれじゃないですか。

・委員

すみません。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

今のご意見で、ちょっと一点。このパブリックコメントで出された意見が全てというようなことではないと思うんですね。やはり意見が言えない、言えないような状況に置かれている保護者の方であったり、子どもたちがいるっていうところは、それは皆さんもお分かりかなと思うんですけれども。なので、パブリックコメントに出していないからじゃあ意見がないのかとか、パブリックコメントに出ないから事情で困っている状況がないっていうことではないのかなというふうに思っています。

・委員

それはパブリックコメントの手続き論の話であって、今回はあくまでも出されたパブリックコメントに対する話をしている訳じゃないですか。もし、今、〇〇さんがおっしゃったようなことを言ってるんだったら、具体的な話って何一つできないですよ。あらゆる問題に対して、あらゆる人があらゆる意見を持つてるとは訳じゃないですか。それを拾い上げるために民主的なプロセスとしてこのパブリックコメントは実施されている訳ですよ。ここに出されてない意見もあるでしょって言われたら、それはありますよ。そんなこと言ってる場合じゃないじゃない。だって、出された意見に対して話をしてるんですよ。問題をすり替えてますよね。少なくとも、今話されてる問題じゃないですよ。と私は考えます。

・会長

ほかの委員の皆さんは。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

すみません。私、さっき、ちょっと前に質問をさせていただいて、最終的に自分自身の中でその質問に対して着地点を求めたいとずっと思っていたんですけども、事務局のほうからしんかわ保育園がなぜ段階的に募集人数を減らして、将来的には廃園という形をとるのかっていう質問に対して出たお答えの中に、積極的に民営化を進めていわゆる待機児童解決に向かっていくための方策の一つなんだっていうふうに通ったので、なるほどっていうふうに思った訳です。それが具体的に分かっているからこそ、これからの話ができる訳であって、パブリックコメントに対してこれだけ具体個別の事案が出ているっていうことに対して、私と同じようにどうしてそれをやっちゃうのっていうふうに思われる方はきっといると思うんですね。ですから、パブリックコメントの答えを見た時に私がちょっと残念かなと思ったのは、やはりそういう意見に対して、一つの文言で二つとか三つの市の考え方っていうふうに表していくのではなくて、そこに対してはやはりもう少し寄り添った答えをしていただいたほうが良かったのかもしれないというふうに考えているところです。それがあってこそ、答申案というのがあって、パブリックコメントが答申案にそのまま載るということではないのかもしれないんですけども、せめてそのパブリックコメントに対しての市の考え方はこうなんですよっていうことがそこに載っていればだいぶ違うんじゃないかと。それをもってして答申案というものが出されて、パブリックコメントにこういうふう書いてあるから答申案というのは少し丸めてこういうふうになってるんだなっていうことで理解をしていただくことができるんじゃないかなっていうふうに私の中では考えました。

・会長

どうぞ。

・委員

今の意見、そのとおりです。ありがとうございます。私も賛同で、パブリックコメントで出た意見なんだから、それに寄り添ってほしいという委員が提案者以外からも出たということのを重く受け止めて、私の提案はあまりにも低すぎて自分でも躊躇があるぐらいですけど、パブリックコメントの考え方で市が示している中身を「等」を付けて入れたらどうですかっていう提案ですよ。市に新たな方針転換を求めている訳でもないじゃないですか。書いてることに「等」を付けたらどうですかっていう、一番低くしてる、提案は。寄り添うっていう意味ではちょっと足りないかなっていうくらいはあるぐらいですけど。いかがですかね。

・会長

委員の皆様、いかがでしょうか。〇〇委員、一言お願いします。ほかの委員の皆様はいかがですか。

私の意見をちょっと述べさせていただきたいと思いますが、「注視」という言葉より、むしろ「新たな課題についても」という、これのほうが積極的な言葉のように受け止めてはいるんですね。



・委員

新たな課題じゃないですよ。しんかわの問題は。

・会長

新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきますということのほうが具体的に問題にされている。例えば、今、〇〇委員がしんかわは新たな問題ではありませんというご意見がございましたけれども、例えば新たな課題となった場合に、しんかわ保育園の閉園があって、その後に起こり得る新たな課題ですよ。それは新たな課題ですよ。しんかわ保育園が閉園になったことは新たな課題ではありませんが、閉園になったことを経て起こり得る新たな課題、それはまさに〇〇委員がおっしゃったように、じゃあ確保方策はどうなるのか。もっと申し上げますと、先ほど事務局のほうから5か年の話がございましたけれども、事業計画そのものについては5か年の計画です。で、第一期の時も同じように5か年の計画でございました。国の基準といたしまして、中間見直しというものを必ずではないんですけどもやりましょうということをはっきり言っている訳ですね。つまり、この第5章の(1)の「また」から入る文章におきましても、当然のことながら社会情勢等々を踏まえて中間見直しというものを考えるということも十分な検討の一つであるということです。この辺りが、場合によっては統一されていない内容なのかもしれませんけれども、ご理解はいただけますでしょうか。この制度と言いますか、仕組みですね。はい、どうぞ。

・委員

議事録に残るのでどうしても申し上げないといけないと思うのは、パブリックコメントは次期の中間見直しをどうするかについて意見を求めたのではなくて、この事業計画について求めたんです。この事業計画に求めたところ、先ほどから何度も繰り返して恐縮ですが、26人の意見が出て、そのうち24人が見直しを求めていると。その意見をどう反映するかっていうのがこの議論の出発点だと思うんですよ。それが、そのままじゃ駄目なんだとか色々議論が出てる訳ですけど、そこからずれて、今後どうなるか分からないけど、中間見直しがあるからこれはどうだと言われても、パブリックコメントの声の反映に努力しようということにならないじゃないですか。〇〇委員も言われたように、「社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます」というこの表現だけだと、具体的に挙がっている26件中24件、24人のこの意見を何で反映したと言えるのかが分からないんです。やっぱり取った意見、集めた意見を反映するんだったら、さっき申し上げた私の提案はかなり低い水準の提案だと思うんですけど、なんでできないのかと。そこにはしんかわという言葉もない。だから、具体的な問題を入れたらどうだというのものもない訳ですよ。市が出している態度表明に「等」を入れただけです。なんでできないのかと。

・会長

では、その点についてお願いします。

・委員

答申案は、市は一定の関与はあるんでしょうけど、子ども・子育て会議が出す答申案ですよ。だから、事務局の方はいいですよ。会長が俺はこれで行くんだっていうふうに言ったらそうっちゃうんですから。

・会長

そうなりませんよ。それだったら僕が好きにやっちゃいますよ。そうじゃなくて、皆さんが私に一任をさせていただいてこことお話しをするとう、それだけの一任です。私の意見が通るという一任を受けた訳ではないです。ですので、今のお話についても、市が書いたパブリックコメントについてご意見を求めてらっしゃるし、一応そこに入れるという文言は両方で決めたことですので、市のほうからのご意見を聞くっていうのは何らおかしくはないと思いますけれども。

・委員

会長の、私は意見が聞きたいですね。会長は、私の提案は…。

・会長

マイクをお願いします。

・委員

ほかのところに入っているのが、ここでも解釈して読めるじゃないですかではなくて、私の提案はなんで駄目なのか。その理由を説明していただければまた議論できると思うんですけど。

・会長

その前に、まず、はい。

・事務局

すみません、その前に。何度も繰り返しの話で大変申し訳ないんですけれども、パブリックコメントの意見の反映について、もしくは考慮についてでございますけれども、前回の会議の最後のところでもご確認をしたところかと思いますが、ここでこうして話していること、これがしっかりと受け止めること、そして考慮するということであるということが大半の委員の方のご意見だったというふうに私は感じております。まず、それを一点、お話しをしていただきたいというふうに思います。ですから、必ずしもその寄せられたパブリックコメントのご意見が、個別具体的な意見が反映されていくとか、そういったことの必要性に全ての委員の方がご同意したというような経緯はないと。むしろ、大半の方はそういったご意見ではなかったというふうに私は記憶をしているところでございます。もう一点、既に申し上げたところではございますが、やはりパブリックコメントの考え方として、一つはここで議論をしてきて結論を出したのものについては、ここで議論してきた重みというものがあろうというふうに、事務局としては考えているところでございます。そ

の上で、パブリックコメントにおいて、私たちが議論をしてこなかったこと、全く新しい切り口であるとか視点もしくは情報、そういったものがあつた場合については、それについては、これは考えてこなかったことだねという形で、どうしましょうかというような検討があるのかなと。ただ、ここでこれまで積み重ねてきた議論の重み、そういったものをどのように考えられるのか。それは委員お一人お一人の考えではございますが、まずはそこが重要であろうというふうに考えているところでございます。また、三点目、既にご説明させていただいたところではございますが、この支援事業計画の柱である量の見込みと確保方策というところについて、これが支援事業計画の骨格となる部分でございますが、そこに策定の段階から、今後の方針として満たさなかつた場合にはということを書くのは、支援事業計画としておかしいのではないかというご議論があつたということをもう一度申し上げたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

#### ・会長

ご指名ですので私のほうから。さっきから結構言ってますけれども。まず、それぞれの立場で皆さんが出られておられるので、個々がどう考えるかという重さとかそういったものに差があることは承知しております。例えばですけれども、今、〇〇委員や〇〇委員が「また」の文章からこの二行に関して、反映しているものか分からない、これだけだと、というご意見がございましたが、少なくとも私はすぐく反映しているものだというふうに理解をしています。で、これを埋めることはできないと思います。そういうふうに考えている訳ですから。もっと言えば、〇〇委員がなぜ「等」ということにこだわられていて、それも随分低いレベルでということを何度かお話しをされましたけれども、むしろ、何回も言うようですが、「新たな課題についても」と言うほうがもう少し大きな範囲で、この「等」を包含しているというふうに私は理解をしているんですね。なので、ここの部分については、意見を求められてその背景を述べろと言われてたら、そういうふうに考えるからですと。そして、その言葉を、実際にはここに書かれていて、このことについて、ですからしんかわのことだけじゃなくて学童のこと、交通の問題のこと、色んな問題もこの「新たな課題」っていうところに集約されるのではないかなと。そして、さらに「積極的に早期に」と、ここまで踏み込んで書いていると。むしろそのほうがご意見を反映した文章ではないかなというのが私の意見です。はい、どうぞ。

#### ・委員

到底納得できないんですけれども、ただ、会長の理解というか、解釈権というのがあるので、理解のためにちょっと教えていただきたいんですけど、私の「等」をなぜ入れるべきかということで、ちょっと申し上げますけど、パブリックコメントから出た意見を反映させるのと同時に、今後、市議会から出るかもしれない決定も反映できるような柔軟さが必要じゃないかと提案しました。つまり、ここのさっきおっしゃった53ページ元々あるじゃないかという文章をどう解釈するかですけど、さっき会長はパブリックコメントで出たしんかわについての意見も反映されていると読めるんだとおっしゃいました。つまりですね、今後、市議会がしんかわ保育園の廃園見直しを何らかの形で決めたということがあつたとしても、この事業計画が採択された場合、その市議会の権限を制限するものではない

というふうに理解していいのか。この事業計画は、市議会の権限に何かこう制限を加えるものではないし、そういうことも許容しているという理解で、そういうことが読めるんだと、そういうことでよろしいんですね。

・会長

その件に関して私がコメントすべきことではないというふうに思います。以上です。

・委員

会長がさっきから繰り返しおっしゃっているのは、新たな課題が大事だということですよ。

・会長

大事でもあるし、求められた、今後、起こり得ることに対応することとしてこの文言があるのは有効的ではないかと、そういう理解です。

・委員

今、言い直した理由がちょっと僕は分かりかねてるんですけど、具体的に申し上げれば、しんかわ保育園の募集停止が進むことによって新たな課題が生じる可能性がある。その新たな課題が認識された時に、早急に対応に動くべきだというお考えでいらっしゃる訳ですよ。

・会長

そうですね。これがまさに書かれて…。

・委員

とすれば、例えば、2月に保育園の結果が出されて、待機児童の数が出てきますよね。それでしんかわ保育園の近隣の、東側の待機児童数が減らない、あるいは増えたという状況があれば、それに対して積極的な打開策をとることを要請するとおっしゃってますよね。

・会長

一部合ってますけど、一部違ってます。まず、一部合っているところというのは、新たな課題が出たら話し合うという部分については合っています。一部違うというのは、事業計画というのは、既にこの前から計画していることであって、それを覆すものではない。そこが一部違うところです。

・委員

覆すかどうかは話は僕はしてなくて、新たな課題が出た時に対して、その新たな課題に対して、積極的に早期に取り組んでいくと書いてある訳ですよ。ここを、会長は先ほどから、尊重します、だからこそこのパブリックコメントの反映はここに含まれているとお

っしゃっている訳ですよ。であれば当然、例えば東側の待機児童が出ました。あるいは滝山地域の待機児童が出ました。あるいは減りませんでした、増えましたっていうことであれば、その課題に対して、あるいは新たな課題かは置いておいて、顕在化した課題に対して積極的に取り組んでいくということを求めるということですよ。

・事務局

よろしいでしょうか。

・委員

僕は会長に言ってるんです。

・事務局

すみません。といいますのも、事務局として一点整理をさせていただきたいと思います。今回、ここでご議論をいただいているのは、子ども・子育て支援事業計画の答申について諮問をして、それについてご審議をいただいているというところでございます。審議事項は以上でございます。

・委員

それに対して、パブリックコメントの回答について話がここに来た訳ですよ。53ページの「また」以降に来た訳ですよ。パブリックコメントの反映は、よく見たら53ページに書かれていました、3ページに追記しました。ですよ。その流れを汲んで、じゃあ新たな課題、顕在化した課題が出た時に、それに対して強い姿勢でその是正措置を訴えていくということでもいいですか。僕は会長に言ってるんですよ。事務局には聞いてません。

・事務局

すみません。この子ども・子育て会議の仕組みとして、諮問をしたことについて審議をして、お答えいただくというのが基本的なスタンスでございます。従いまして、この支援事業計画のどういったものが望ましいのかということについてご議論をいただいて、そこについて答申をいただく。それが全てでございます。付け加えて言えば、〇〇委員がおっしゃられていることというのは、諮問をしている内容ではございません。

・委員

というのが会長の回答でもあるんですか。僕は会長に伺ったんですよ。事務局ではありません。

・会長

まず、事務局のほうから言われた、この会議のあり方についてはそのとおりですね。諮問を受けたものに対して我々は答申をしていくということ。まず、これは大前提としてあります。一方で、先ほども申し上げたとおり、中間見直しというものは国から必要に応じて対応してということですので、私自身としましては、それは〇〇委員がおっしゃること

に対しては、積極的に否定する理由はないです。

・委員

つまり、会長がおっしゃっているのは、53 ページに書かれている「積極的に早期に取り組んでいきます」っていうのは中間見直しのところまで時間がかかりますとおっしゃっているんですか。積極的に早期に取り組んでいく訳ですよ。それが今から2年半後とか3年後までいくっていうふうに、それぐらいのタイミング、時間軸でお話しをされているんですか。

・会長

どうぞ。

・委員

僕は会長に聞いてるんですよ。

・事務局

この支援事業計画というものは、答申をいただいた後に行政の計画になるものでございます。行政の計画として取りまとめるものでございます。従いまして、ここに書かれている「積極に早期に取り組んでいきます」というのは行政が取り組んでいくということになります。ですので、その時その時、急激な変化に柔軟に対応し、事業への的確な反映をするとともに、新たな課題にも積極的に早期に取り組んでいきますというのは、市、行政のことであって、子ども・子育て会議のことではございませんので、まずその整理というところをさせていただければというふうに思います。

・委員

それは当然理解した上で話をされていて、それを市の行政に対して、子ども・子育て会議として意見を申し上げる機関な訳ですよ、これは。諮問機関な訳ですよ。だから、僕は会長に聞いている訳ですよ。会長は、先ほどからパブリックコメントの内容は3ページ目に追記しました。53 ページに書かれてました。53 ページは新たな課題が起きた場合は積極的かつ早期に取り組んでいくと書かれているから大丈夫ですよとおっしゃった訳ですよ。例えば、待機児童の問題が出ました。新川地区、滝山地区、どこでもいいです。それに対して積極的に取り組んでいくように働きかけるっていうことはするんですかと聞いたら、2年半後のこの計画の中間見直しまで時間がかかりますとおっしゃっているんですか。それは、早期に積極的に取り組んでいくというというのはどういうつもりでおっしゃってるんですか。〇〇さんに質問です。

・会長

もう一度繰り返すようですけども、まず大前提として、この子ども・子育て会議、そもそもとして諮問を受けたものに対してこの会議は設置されています。しかしながら、委員の皆様からのご意見というものをないがしろにするものでもない。故に、新たな課題が

出た場合に、そういった皆様からのご意見をこの場でお話を聞くということは当然のことながらある。しかしながら、くどいようですけど、この会議そのものの性質としては諮問を受けたものに対して答申をしていくという性質は変わりません。

・委員

じゃあ具体的に言いますけれども、ふたを開けてみたら待機児童が減りませんでした。待機児童が増えましたとなった時は、この会議としてはどういう対応を会長としてはお取りになるんですか。

・会長

まず、そういう問題が出た時には、これは先ほど事務局のほうからお話いただきましたけれども、行政がそのものに対して、まず積極的に早期に取り組んでいくものでございます。さらに言えば、そこに市長のほうから諮問が下りてきたら、そこは我々でしっかりと議論をしていくことになるこういうロジックかと思えます。

・委員

つまり、委員の誰か、あるいは私が意見を、あるいは質問をぶつけた時に、いやそれはそもそも市長からの諮問じゃないですよって言われて一蹴されてしまえばもうそれまでです。ごめんなさいってことですよね。正しい理解ですよね。

・会長

言い方は大変乱暴な言い方ですけども、くどいようですけども、我々の会議そのものに対しての性質は何度も申し上げているとおおり、諮問を受けたものに対して答申をするもの。ただ、委員の皆様のご意見を、今、一蹴と言いましたけど、聞かないとか、そういう性質のものではないです。

ほかの委員の…。ちょっと今、ずっとこの3名でお話ししているのです。どうぞ。

・委員

話題が少し前に戻りますけど、委員が「等」を入れる云々というところがありましたよね。ちょっと文章を読んでいて、どこに「等」を入れたいのかっていうのを具体的に聞きたいってことが一つ。それを聞いた上で、またちょっと意見を言いたいと思いますので、まず具体的に文章のどこに「等」を入れたいのかっていうのを教えてください。

・会長

〇〇委員、お願いします。

・委員

どこっていうのは、「等」を入れる場所？

・委員

はい。具体的に、文章としてどこに入れるのか。

・委員

「施設整備」と書いてあるところの後に「等」なんですけれども。パブリックコメントの意見と市の考え方とかの長い紙がありますよね。これの意見6。

・会長

委員、すみません。パブリックコメントの中に「等」を入れるという話ですか。

・委員

違います。パブリックコメントのここの中に市の考え方が示されています。さっきから何度も読み上げて恐縮なんですけど、3ページの意見の6に、待機児童が出たら市はどう対応するのかっていうパブリックコメントに対して、市の回答があります。それは3ページの②のところにあります。「児童を取り巻く状況を注視しながら、必要に応じて保育サービスの施設整備を検討いたします。これは市の考え方として、市が今回、待機児童が出たらどうするのかと言ったら、こうすると述べたんです。私はここに「等」、つまり「施設整備等」を検討いたします」というのを入れたらどうですかっていうのが提案です。なんでと言うのは、これから、この市議会では…。

(どこへ入れるのかとの多数の声あり)

27ページです。27ページの今後の方向性のところの最後のところに。これはもう、市が既に表明している態度を入れたらどうですかと。で、「等」を入れる趣旨は、何度も申し上げて恐縮ですが、それ以外の措置だって、今の市議会の状況からいけば、待機児童が出た場合の対処として色んな提案があるでしょうと。

・委員

ごめんなさい、27ページのどこに「等」を入れたいんですか。

・委員

今後の方向性の最後の部分です。27ページ、今後の方向性、「確保できる見込みです。」で終わっていますが、その後です。前回もそういう趣旨で提案しています。

・委員

すみません、理解が間違っていないか確認させてもらっていいですか。まず、3ページの意見6の②の文章を、まず丸々27ページの今後の方向性の後にくっつける。その上で「施設整備」の後に「等」を付ける。ですよね。だから、今、27ページにある文章の一部に「等」を付けるんじゃないかと、②の文言をそのまま持ってくるっていう意味で。

・委員

そうです。これはすごく低いレベルの、これまで私が提案してきた提案に比べれば相当



低いレベルの提案。「しんかわ」という言葉もないし、パブリックコメントに出た意見を反映したものとしてはかなり弱い提案で、〇〇さんなんかは反対されるような中身だと思うんです。それでも、何もないよりはそのぐらい入れたっていいんじゃないのっていうのが私の提案です。加えて言えば、今日、こんな時間までこうやって傍聴に来ていらっしゃるんですよ。市民も。しんかわの父母も。こうやってパブリックコメントに出て、市民の声にどう答えるかという立場から考えていただきたいと思うんです。

・事務局

よろしいでしょうか。パブリックコメントに考慮するという点については重ねてご説明のほうをさせていただいているところがございます。この場でこうして議論をしていることが考慮していることになります。それはしっかりと受け止めて、私共は会長とも調整をして参りましたし、本日のこの議題でご検討のほうをさせていただいているところがございます。そして、先ほどもご説明をしましたが、これまで重ねてきた議論というのが重要であるというお話しをさせていただいたところがございます。そして、委員からご提案のあったその部分についての記載というところは、確保方策を定めるこの計画において記載すべき事項ではないと、そういった結論が一旦出されているものがございます。そして、私共、市の回答であると申しますが、それはあくまでもパブリックコメントにおいて、そういうことがあった時にどうするんですかというからこういった回答をしたものであって、それを確保方策に持ってくるということは全く次元の違うお話ですから、市がこういうふうにしたからいいじゃないか、ということにはならない、ということをご説明させていただきます。以上です。

・委員

なぜですか。理由を教えてください。市の態度を、表明をここに入れちゃ駄目なんだという理由を言わないと分からない。

・会長

どうぞ。

・事務局

先ほどから申し上げますとおり、確保方策の数字を記載して事業計画を定めていただいたにも関わらず、その後ろにできなかった時にはこうしますということを書いてしまっただけでは、事業計画としての意味をなさない。そのように考えているところがございます。量の見込みと確保方策にはそれだけの時間を費やして皆様にご検討をいただいてきた、そういった経緯がございます。以上でございます。

・会長

ちょっとお待ちください。ご質問をいただいてちょっとそのままになっていますので、〇〇委員から。

・委員

そもそも私の理解が、最初に聞いた時からずれていまして、〇〇委員に修正していただいて納得したところなんですけれども。であるならば、今、事務局のほうから説明があった内容を支持しまして、私はそれ以上の意見はありません。以上です。

・会長

そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

待機児童が出た場合にはこうしますという文言を入れてしまうと、この事業計画自体が最善のものではなくなってしまうのではないかなというふうに思いますので、入れないほうがいいと思います。

・会長

先に〇〇委員、どうぞ。

・委員

よろしいですか。

・会長

〇〇委員がよろしければ。

・委員

どうぞ。

・委員

私の提案が誤解されているようなんですけど、何度も申し上げて恐縮なんですけど、私の提案には「待機児童が解消されなかった場合には」という表現はないんです。「また、児童を取り巻く状況を注視しながら、必要に応じて保育サービスの施設整備等を検討していきます」とか、そういう表現です。ここは事務局がおっしゃったように、待機児童が出てしまったらということすらないんですよ。

・事務局

よろしいでしょうか。すみません。今後の方向性の一番後ろのところを見ていただきたいと思いますけれども、「地域枠によって確保できる見込みです」、そのように記載をさせていただいています。実際、量の見込みと確保方策といったところを見ていただければ、確保方策が上回っている訳ですから、確保できる見込みでございます。その後にその文言を付ける、「待機児童が出た場合には」ということを付ける、付けないは別として、確保できる見込みですというふうにして書いてある訳ですから、その後の一文ということの意味がよく分からないということになろうかと思います。

・会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

事務局がおっしゃることは理解するんですよ。当然この数字を出している以上、それが崩れたことを書くのはナンセンスだよっていうことですよ。で、数字を作るに当たって前提がある訳ですよ。その前提が外的要因によって変わった場合に、出てくる結果が変わることって当然あり得るわけですよ。で、事務局は、これはうちが出してる数字なんだから、その数字が達成されなかったことを書くのはおかしいでしょうっていうのであれば、予期せぬ事情が起きた場合、さっきおっしゃったように、新たな課題が、行政で予期せぬ状況が発生した場合に、待機児童が出てしまう、あるいは増えてしまうという結果が出てくることって当然想定されるべきであって、そういう但し書きがあればいいんじゃないかなと思うんです。例えば、株主総会とかで、企業とか社長が見込みを出す訳じゃないですか。これは今の前提に基づいて作られたものであり、売り上げとか利益の達成を保証するものではありませんって。そこまで書く必要はないと思うんですよ。ただ、あれが何を言わんとしているかという、今、我々行政が、市が想定していることが変わった場合はその結果はその限りではありませんよっていうことな訳ですよ。そういう書き方であっても、やっぱり出しにくいものなんですか。

・会長

どうぞ。

・事務局

〇〇委員からのご意見についてでございます。まさにその部分が会長がご説明をされたとおり、53 ページ「また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます」という形でお答えをしているところでございます。従いまして、会長の提案というところが、事務局との調整として成立したというところでございます。以上でございます。

・会長

それでは、お時間も迫って参りましたところですので、最後、〇〇委員のほうからご意見をいただいて、本会議の皆様の最終的なご判断を仰ぎたいと思います。〇〇委員、どうぞ。

・委員

最後にしたくはないと思うんです。パブリックコメントにこれだけ意見が出たんだから、どう反映するかと、正確に反映すべきだと、議論を尽くすべきだと思うんです。これだけ今日、来ていらっしゃるんです。その上で、私、この53ページのところの解釈で、事業計画は市議会の権限に制限を加えることがあるのかと、今後、どういう決断をするかですけど。ということについてコメントできないとおっしゃいましたけど、これはどういうこと

ですか。場合によっては市議会がどんな決断を下そうとも、確保方策やこのしんかわ保育園というのがこれだけ声があっても、反映することはあり得ないということはこの子ども・子育て会議で決めようということなんですか。私は、市議会がしんかわ保育園の廃園を見直すということを決めたら、事業計画はそれを制限することはない。ここに書いてあるように、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めると、新たな課題にも積極的に取り組んでいくということであれば、で、これがパブリックコメントに出た意見を反映しているというのであれば、例えば市議会が今後、しんかわ保育園等について待機児童が出た、それ以外の理由でしんかわ保育園の見直しをしたということがあったとしても、市議会の権限に制限を加えることはない。そういう当たり前のことを確認しているんです。コメントできないというのはどういう意味なんですか。

・会長

コメントする立場ではないということです。

・委員

事業計画の、子ども・子育て会議でここでこれを議論しているんですよ。これはどういう解釈なのかといった時に、パブリックコメントの意見を反映しているが、ということについてはコメントできるんだけど、それについて具体的に、じゃあ市議会が何か決めたってことについてはコメントできないって、差は何なんですか。

・会長

コメントする立場ではないからです。

・委員

では、パブリックコメントの意見を反映しているということについては、コメントする立場にあるんですか。

・会長

議論に出ていれば、発言する立場にあると。

・委員

その違いが分からない。なんで今後、市が、市議会がこの事態に具体的に対応することになった時には、それについてはコメントできないという話になるんですか。これは事業計画限りのものであって、市議会が何らかの決断をすれば、それは制限を加えるものではないと、そういう理解でいいんじゃないですか。

・会長

どのように思われるか分かりませんが、私の立場としてはお答えする立場ではないというふうに思います。

・委員

納得できないです。子ども・子育て会議というのは、市議会の今後の決断について拘束する、そんな権限があるんですか。ないんでしょう。ないんだから、そういうことはありませんでいいじゃないですか。なんでコメントできないっていう抽象的な言い方するのかなって。パブリックコメントの意見を反映するとおっしゃってるんだから、今後、市議会がどんな決断をするのか分かりませんが、それを拘束するものではありませんと。それでいいじゃないですか。

・事務局

マイクを通していただいてもいいですか。最後の意見ですよ。

・委員

パブリックコメントの意見とって反映しているというのであれば、市議会がどんな決断をしようと、それを制限するようなものではないと。別に普通のことじゃないですか。当たり前のことで、なんでコメントできないという答弁なのかが分からない。

・事務局

よろしいですか。会長は行政の職員ではありませんので、そこについて回答する立場がないという回答というのは十分にあり得ることかなと…。

・委員

答申案の解釈について会長に聞いてるんです。答申案ってというのはここで決めるんじゃないんですか。今日、採決するんでしょう？ ここで採決するんですよ。

・事務局

マイクを使っていただいてもよろしいですか。

・委員

ここで採決をするんですよ。ここで決めるんですよ。ここで議論したって言いましたよね。ここで議論をした時に、これはどういう文言入れましたと。これはどういう解釈なんですかという議論というのはここでされる訳ですよ。ここで議論したことは全く無関係に市が自由に解釈できるというものではない訳ですよ。その、会長でいらっしゃるんですよ。ここはこのパブリックコメントを反映しているというふうにおっしゃいましたよね。その意味を聞いている訳ですよ。このパブリックコメントの意見を反映していると、そういう文言なんだというふうにおっしゃるのであれば、今後、市議会がどんな決断をしようとも、それについては別に市議会の決断を予め拘束するものではないという理解でいいんじゃないですか。それだけ確認したいと言っているだけです。それは当たり前ですよって、それでおしまいじゃないですか。

・会長

何度も申し上げますけれども、私はこの会を会務している立場であって、今、市議会が、であるとか、そういったことに意見を述べる立場ではない。それ以上でもそれ以下でもありません。もし、〇〇委員がそう思われるのであれば、そう思われていただいて構いませんが、会としての見解としては、私はそれを表明する立場でなければ、そういう意見を言う立場でもない。

・委員

じゃあ、どこにパブリックコメントの意見が反映されているのか分からないんですよ。採決しようがないじゃないですか。

・会長

パブリックコメントの意見が採用、採用と言いますか考慮ですよ。考慮したかどうかということに関しても、これまで前回も今回も、皆さん、十分に、十分という言い方をすると十分ではないという反論が来ることをあえて、あえて言いますが、十分にこの会議ではして参りました。その上で、全然議論をされていないというのは、ほかの委員の皆さんにとっても大変失礼なことだと…。

・委員

議論してないって言ってるんじゃないくて、反映したというふうにおっしゃっているのは会長なんだもん。会長が市と相談して、ここにはパブリックコメントの意見が反映されているというふうにおっしゃるから、どういうふうに反映されているかを伺っているんです。

・会長

それはさんざん説明を差し上げてますよね。3ページに入れました。53ページにこういう意図で入れましたということで、今日の2時間のおよそ半分以上はこのことについて、ほかの委員の皆さんも含めてお話しをしております。ただそれが、〇〇委員がお考えになるところの落としどころと場合によっては違うのかもしれない。こういうことだと思います。はい、〇〇委員、最後にお願いします。

・委員

3ページに国の法や方針に基づいて書かれていて、国の法や方針に基づいてこの計画は策定されている訳ですよ。とすると、この計画の一部をなす量の見込みについても国の指針や法に基づいて作られていると理解されますよね。であれば、なぜ、蒸し返しますよ。国の指針に従い、最新の利用実績と量の見込みを比較し、10%以上のかい離がある場合は見直すという5月24日の子ども・子育て会議の話は、17年の実績、つまり最新であった18年の実績ではなく、17年の実績を使ったんですか。国の指針は最新の利用実績と行ってましたよね。

・会長

この議論につきましても、何度もこの場でお話をさせていただいたものです。

・委員

市民の権利として、市に対して情報公開を請求したんですよ。それで、最新の利用実績が分かったのは、今まで市の説明だと7月だと言われてたんですよ。それが、5月の段階でどうやら分かっていたんじゃないかっていうことを踏まえて質問しているんですね。ですから、これまでの議論に対して新しい情報が入っているので、改めてここで質問している訳ですね。ですから、純粹に今までの話を蒸し返している訳ではなくて、今まで私たちが持っていた情報とは違うことが分かったので質問してるんですね。ご理解いただけますか、質問の背景は。

・会長

はい。はいというのは、ご質問されたことについては分かりました。その上で、前回と違う意見だということも踏まえて、今、〇〇委員はそういうふうにおっしゃっていただいた訳ですよ。今までの考えとして話している訳ではないと。そうですね。新たに分かった事実として、これを言いたいんだということですよ。

・委員

そうです。

・会長

そこを踏まえた上で、最終的に委員の皆さんに、この答申案についての…。

・委員

何が違うか説明してないじゃないですか。その行政の答えも得てないですよ。5月の子ども・子育て会議では、国の指針に従い、最新の利用実績と量の見込みを比較し、10%以上のかい離がある場合は見直すっていう市の説明があったんですよ。国の指針というキーワードがあります。ここは3ページに書かれています。最新の利用実績。この当時、市の説明は、最新の利用実績は2018年度はまだなく、17年度しかありませんという説明だったんですよ。で、その18年度の利用実績が分かったのはいつですかって聞いたら、7月ですっていうふうに回答があったんですよ。で、調べたんですよ。情報公開請求権を使って。この資料、僕、11月に配ったのをもしお持ちだったら見ていただきたいんですけども、7月時点で18年度の最新の実績が分かったんですよ。3月末の実績が、7月にならないと分からなかったという答えだったんですよ。で、おかしいと思ったので調べたんですよ。そうしたら、保育事業っていうのは大きく認可と認可外に分けられて、認可の保育園は基本的には毎月毎月実績を把握してるんですよ。従って、3月末が締まった時点で認可の保育園、保育事業の対象園については、利用実績を把握してるんですよ。で、認可外っていくつあるんですか。3月末の時点で実績が把握できなかった認可外っていくつあるかって、2つあるんですよ。この2園の実績を把握するのに7月までかかりましたって

うふうに僕は理解したんですよ。で、調べてみたらこの2園は補助金を、助成金を市からもらう関係で、4月の段階で実績を伝えてるんですよ。で、結果、補助金の申請も5月中になされてるんですよ。であれば、市が説明していた、7月にならないと18年の実績は分かりませんよっていう前提は崩れて、5月の子ども・子育て会議の時点で最新の実績が得られていた訳なんです。私の理解ですよ。調べた限りの。であれば、この量の見込みの説明はおかしくて、従って、この確保方策の数字もおかしいんじゃないんですかっていうことを私は言ってるんですね。それでも、こういう事実がありながら、いやこれで採決しますっていうふうに会長は走るんですか。

・会長

〇〇委員、どうぞ。

・委員

私が承知している限り、幼稚園の人数等々の調査は5月1日現在で行われます。その数値が市のほうに上がっていくのは6月過ぎじゃないかと思います。小学校等々も学校基本調査、幼稚園も全てそういうのに参加しますので、その数値が都を通して上がっていくものが、最後、市に下りてくるのは6月です。で、保育園に関しては6月1日現在で調査が行われるはず。その数値がきちんと、つまりどの地点というのは難しいんですが、かつてうちがそういう施設だった時には6月1日現在の数値をお知らせした。なので、本当に正確な数値というのは、7月にならないと。中間実績として毎月上がるかもしれませんが、国が決めている、法に基づいての調査は5月1日と6月1日になります。で、それぞれ1ヵ月遅れぐらいに市のほうで把握されるのではないかと承知しております。

・会長

貴重な意見をありがとうございました。市のほうからは特にありませんか。〇〇委員、どうぞ。

・委員

いたずらに時間を潰したいからこういう議論をしている訳ではなくて、〇〇さんが議論を提案した趣旨も、私の解釈でいけば、先ほど待機児童が出ないことになっていると、出ないことにこの計画はなっているのに、見込んでないという見込みになっているのに、出る場合について書くのはどうなんだというお話がありましたけど、量の見込みの計算がもし間違っていれば、出る可能性が既に分かっていたことになる訳です。で、情報公開請求で出たのは、ここにありますがけれども、認証保育園2つについて、利用実績に基づいて補助金を出した日付が平成31年4月26日っていうふうに、執行日になっています。で、残りについてはリアルタイムで利用実績というのは、市が自分で募集して自分でやるものから分かっているということが市のこの間の説明でした。こんな時点で分かっている、5月に最新の利用実績は平成29年度ですと。30年度はないんですと言われても、31年4月の時点で補助金をそれに基づいて出している訳ですから、分かるんじゃないですか。事実と違う説明を私たちは子ども・子育て会議で聞いていると。それでいいんですか。そう



いうことに基づいて確保方策が決まって、それで待機児童は出ませんっていうことに納得していいんですかということです。

・会長

はい、ありがとうございます。それでは、様々な委員からの…。

・委員

いや、事実の確認はしないんですか。

・会長

どうぞ。

・事務局

〇〇委員からもお話をいただきましたけれども、支援事業計画につきましては、13事業も含めまして、多課にわたる様々な事業について計画を定めるものでございます。それら全てについての利用実績というものを集積していくことに時間がかかった、そういったところでございます。一部の事業だけを年度を変えてやるというのは極めて恣意的な行為であって、そういったやり方はおかしいということは、委員の皆様もご理解いただけることと思います。以上です。

・会長

それでは、〇〇委員、最後をお願いいたします。

・委員

最後かどうかは…。

・会長

最後をお願いします。

・委員

いや、それは内容によるでしょう。恣意的かどうかは、実績がどのタイミングで取るかっていうことは全然恣意的じゃないと思うんですよ。上がった段階でその実績を理解して、反映させることは全然恣意的じゃないし、と僕は考えるんですね。で、質問しますけれども、じゃあ保育園の3月末の利用実績が分かったのはいつなんですか。事務局の話は、色々な事業が全てまとまったのは7月だったんですよ。保育事業は何月だったんですか。

・事務局

すみません。そちらについては私は今、記憶しておりませんが、全ての数字がまとまらなければ利用実績としては扱えませんので、あくまで7月ということでございます。以上でございます。

・委員

いや、利用実績じゃないですか。ほかの事業も含めて揃わないと、利用実績として効果がないですとおっしゃってる訳ですよ。保育事業に関して言えば、例えばですよ。分からないって、把握してないっておっしゃいましたよ。だったら把握して、調べて次回までに持ってきてほしいと僕は要求しますけれども、仮に保育園の利用実績が7月より早く分かっていたら、もう少し具体的に言えば、5月の子ども・子育て会議より前に分かっていたら、皆さんその利用実績に基づいて話をしたいと考えるのが普通じゃないんですか。だって、利用実績が変わらないんだから。

・事務局

よろしいでしょうか。

・委員

いや、僕は事務局の意見を聞いている訳じゃないです。皆さんに聞いてるんですよ。利用実績が分かりませんでした。

・会長

どうぞ。

・事務局

すみません。利用実績が1年前の29年度でやるというところについては、これを最新のデータとして扱いますという説明をちゃんと5月の子ども・子育て会議においてしておりますので…。

・委員

その説明の時に、こういう議論は…。

・事務局

全てが揃っていた訳ではございませんので、利用実績として。ごめんなさい、まだ当てられてないのにしゃべるのはやめてください。

・委員

正しい情報公開がなされている前提で成り立っている訳ですよ。で、私たちが調べて新しい情報が分かって、その情報が少なくとも我々が理解していた内容とは違うし、おそらく5月にその場にいた委員の方々が理解した内容とも違う訳じゃないですか。

・事務局

いや、違わないと思います。

・委員

だったら、皆さんに聞いたらいいと思うんですよ。僕の質問は、保育園の利用実績がよしんば7月にならないと分からなかった、というんだったらいいんですよ。でも、それが、例えばもっと早い段階で、具体的に言うと5月の子ども・子育て会議の前に分かっていたら、その利用実績に基づいて議論がなされるべきだとお考えになりませんかという質問を僕は皆さんにしてるんですよ。事務局にしている訳じゃありません。これは会長にも言いたいです。利用実績が変わらないじゃないですか。締まった段階で決まるんだから。それがもし早く分かっていたら、なんでそれを基にその議論をして、こういう数字が作られて、その数字の審議をここでしないんですかっていうことを問うている訳ですよ。それでも、ほかの事業が揃わないと利用実績として認められませんっていうことをこの会で合意するんだったら、もうそれは仕方ないですよ。でも、本当に皆さんそう思うんですか。

・会長

今、後段の話ですけれども、この会議で合意するなら仕方がないというような話がありましたけれども、この会議で合意されたことです。

・委員

いや、そうじゃなくて…。

・会長

なので、仕方がないという…。

・委員

そうじゃないですよ。僕が言ってるのは、以前合意されたことに対して言ってる訳ではなくて、皆さんがおそらく理解していた内容と違う情報が入ってきた時に、もうそれは既に合意してるから、もうその合意はこのままで変わりませんって言われてる訳ですよ。利用実績は7月にならないと固まりませんでした。だから、2017年度の数字を使いましたと我々は説明された訳じゃないですか。その説明がされた時に、実は利用実績は、保育に関しては分かっていた。これが事実なのかどうかは事務局は何も言ってませんよ。でも、例えば、保育園に欠員が出た場合は、その時に申し込んでいる世帯に案内が来る訳じゃないですか。この保育園に欠員が出ました、入りますかって。ということは、かなりタイムリーに実績は把握されていると想像される訳ですね。少なくとも。ここは事実を確認してないですよ。で、仮に分かっていた時に、それでも7月にならないと全体が揃わなかったからっていう説明を是とするんですか。だって、実績が分かっていたらどうするんですか、皆さん。国の法や方針に基づいて、最新の利用実績と照らし合わせなさいって言ってる訳ですよ。で、その最新の実績は7月にならないと分かりませんでした。17年度を使いますっていう説明をされてました。でも、実際は最新のデータがあった。で、これがここに書かれている、国の法や方針に基づきということに反しているじゃないですか。そもそもその反している数字で作られたこの方針案をどうして承認できるんですか、という点です。これまでと全然違う話を僕はしています。

・会長

というご意見でございました。私の、会長の立場から申し上げますと、今、事務局がご説明いただき、この会の場で確保方策、量の見込みを皆さんと議論をし、確定しました。今、一方、〇〇委員からのご意見というのは、そういった請求をした場合に、こういう新たな数字が出てきたというご意見をいただいているところがございます。皆さん、そこまでよろしいでしょうか。その上で、我々が今日しなければならない大変重要なことの一つとして、東久留米市の子ども・子育て支援事業計画をこの答申案で進めていかどうかというところがございます。いや、ここではもう採決をとります。

・委員

つまり、利用実績の事実を確認せずに採決に進むんですか。

・会長

もう既に説明をされております。

・委員

僕は利用実績の事実を確認すべきだと言ってるんですよ。

・会長

市のほうからは…。

・委員

確認がされることなく、最新の実績が5月に分かったことかって答えてないじゃないですか。

・会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

・委員

幼児に関しての実績というのは月々の実績があつて、それを把握することは可能だったんじゃないかというお話だと思うんですけども、それは確かにその通りだと思うんです。ただ、〇〇委員がおっしゃったように、全てのものが上がって、そして市に下りてくるっていうのが正式であるということ、それを踏まえた上で、市は最新のものが7月であるというふうに言っている訳ですね。ですから、一部に関して分かったっていても、我々はそれを基に出されているこの資料が保育だけは今、正確ですと。ただ、ほかのものに関してはまだ分かりませんというようなものに対して、議論を進めていくっていうことはやはり難しいと思います。ですから、今回は保育だけのことでお話しくださいというような会の進め方では到底時間がございませんので、7月の正式な数字をもってこれが最新の資料ですと、これが最新の数字ですというものを、やはり我々は議題の上で資料として使うというのが正しいあり方ではないかなというふうに思いますので、ほかの委員の方がそれで

私もそう思うという方がどれぐらいいらっしゃるかちょっと分かりませんので、ぜひできればそこは決を採っていただきたいというふうに思います。

・会長

まず、決を採るということによろしいでしょうか。よろしい方の挙手をお願いします。  
(賛成9名)

賛成多数ですので、これまでの議論を含めて、採決をとりたいと思います。我々委員、それから前委員で進めてきました、この第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画(答申案)につきまして皆さんの採決をとりたいと思います。今回、提示されましたこの資料につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。

(賛成9名)

・会長

ただいま、第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画(答申案)につきましては、多くの皆さんの議論をこれまで重ねてきた結果、最終的に調整し、今回、皆さんにご提示させていただいた内容で、この子ども・子育て会議といたしましては賛成多数で可決という形とさせていただきたいというふうに思います。

また今日も9時を回って参りましたけれども、大変長い間、お疲れ様でございました。

3 その他

・会長

続きまして、次第3「その他」、報告事項等、お願いいたします。

・事務局

今後、会長から市長に対し、事業計画の答申のほうを行うこととなります。答申書の写しにつきましては、後日皆様に送付することとなりますのでお待ちください。以上でございます。

・会長

それでは、次に次回の日程の確認をお願いいたします。

・事務局

今年度の会議日程は、本日の会議をもちまして全て終了いたしました。次年度会議日程、スケジュールにつきましては、決まり次第、委員の皆様にご連絡をいたします。

4 閉会

・会長

当初の予定の9時を回りました。本日も長きに渡りまして皆様からご意見をいただきまして、ありがとうございます。本日本予定をしておりました内容は全て終了です。皆様、どうもお疲れ様でございました。ありがとうございます。

以上